

**全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部
の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対して寄せられた
御意見について**

令和 4 年 1 月 4 日
(令和 4 年 8 月 10 日差替)
厚生労働省保険局
高齢者医療課

厚生労働省では、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について、令和 3 年 11 月 8 日（月）から同年 12 月 7 日（火）までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 6 件（うち、4 件は今回の意見募集に関係のない御意見）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

本意見公募により、令和 4 年 1 月 4 日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）を公布するとともに、規定の整備を行うため、令和 4 年 8 月 10 日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布し、同政令による一部改正後の整備政令及び同省令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則について、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとしております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	収入が 145 万円以上の場合、負担率が 3 割なのに、政省令により 520 万円までは、1 割（2 割）負担としている事自体が問題。よって、それを前提とした本改正にも反対。	判定に際して課税所得のみを基準とすると、同じ収入でも収入の形態によっては控除額が少ないため、課税所得が高くなり、負担が大きくなる場合もあるとの考え方から、収入基準が設けられています。
2	高確令の改正につき、2 割負担対象者に係る所得の算定方法と金額を定める改正に反対する。	御意見として承ります。